

平成31年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題

法律科目〔 民法・会社法 〕

第1問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「民法」と記入してください。）

A が本件不動産を所有するとともに、本件不動産を占有していて、本件不動産の不動産登記上の所有者登記名義人は、A であった。その後、A は B との間で本件不動産を売買する売買契約（売買1）を締結し、A は B に本件不動産を引き渡し、B は A に売買1で定めた代金の全額を支払った。しかし、本件不動産について A から B への所有権移転登記は行なわなかった。さらにその後、A は C との間で本件不動産を売買する売買契約（売買2）を締結し、C は A に売買2で定めた代金の全額を支払い、本件不動産について A から C への所有権移転登記を行なった。売買2を締結する時点で、C は売買1が既にあったことを知っていたとともに、C には A から B への所有権移転登記をしていないことを主張することが信義に反すると認められる事由があった。

（小問1）売買2の後、C が、B に対して、本件不動産の引き渡しを求めたいと考えた。C と B の本件不動産についての法律関係を説明しなさい。

（小問2）売買2の後、C は B に対して本件不動産の引き渡しを求めずにいたところ、C は D との間で本件不動産を売買する売買契約（売買3）を締結し、D は C に売買3で定めた代金の全額を支払い、本件不動産について C から D への所有権移転登記を行なった。そこで、D が、B に対して、本件不動産の引き渡しを求めたいと考えた。D と B の本件不動産についての法律関係を説明しなさい。なお、売買3を締結する時点で、D は売買2より前に売買1があったことを知っていたものとする。

第2問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「民法」と記入してください。）

A B Cは、いずれもD法人の経営する私立高等学校の同じクラスに在籍する16歳の高校1年生である。BとCは、ささいなことをきっかけとしてAを執拗に攻撃するようになり、他の生徒の前で実際とは異なることをあげつらって辱めたり、また、Aの持ち物に落書きしたりすることを繰り返した。さらには、Aと他の生徒が話したりすると、Aと話したその生徒にも嫌がらせをするなどしたため、Aは次第にクラスの中で孤立するようになった。

BとCの行為がおかしいと感じた同級生の一部は、そうしたB CによるAに対する行動について、クラス担任の教諭であるEに伝えて、何とかしてほしいと相談した。E自身、そうしたAとB Cとの関係については、普段の生活からも気がついてしたが、BやCを適切に指導する自信もなく、そうした相談に対しても「何とかするから」と答えただけで、同僚の先輩に相談することや学年主任や校長に伝えることを含めて、何もしなかった。

その後、Aは、BとCに執拗に虐められていたことを記した遺書を残して、自殺した。

B Cの行為とAの自殺との間には相当因果関係が認められることを前提として、Aの両親が、①BとC、②BとCのそれぞれの両親、③E、④Dに対して、Aの死亡を理由として、不法行為法上の損害賠償を請求することができるかについて検討しなさい。

第3問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「会社法」と記入してください。)

商社である A 株式会社 (公開会社。以下、A 社と記す) は、発起人として、ベアリング製造事業を営む Y 株式会社 (以下、Y 社と記す) の設立を企図しており、Y 社の設立時発行株式はすべて A 社が引き受けることとされた。A 社の定款にはすでに Y 社設立行為を行うことが記載されている。

N 年 5 月 10 日、A 社は、Y 社設立後の事業の用に供するため、車両用ベアリングの製造を目的とする X 株式会社 (公開会社。以下、X 社と記す) から、X 社が日本全国に所有する二つの主力工場のうち大阪市内の工場 (以下、大阪工場と記す) に係る事業を譲り受ける契約を締結した (以下、本件事業譲渡契約と記す)。本件事業譲渡契約によれば、Y 社の設立登記がなされた日に事業譲渡の効力が発生するものとされ、Y 社は本件事業譲渡の対価として 20 億円を効力発生後 3 か月以内に X 社に支払うべきものとされた。この際、本件事業譲渡契約の締結については X 社の取締役会決議は経たものの、これを承認するために X 社の株主総会が招集されることはなかった。また、本件事業譲渡契約は Y 社の原始定款に記載されなかった。

同年 7 月 1 日、Y 社の設立登記がなされた。

同年 8 月に入ると、X 社経営陣が独断で本件事業譲渡契約を締結したことが X 社株主に広く知れわたり、大阪工場を失ったこと、また対価である 20 億円が不当に低廉であることを問題視する声が X 社株主から沸き上がった。そこで、責任追及を恐れた X 社経営陣は、本件事業譲渡契約が無効であることを理由として、X 社として Y 社に対し、大阪工場の土地・建物を含む工場設備全般の返還を求めることとした。

このような X の請求を支えるために、どのような法的根拠が考えられるかについて検討し、その当否を論じなさい。

平成31年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 民法・会社法 〕

第1問（民法）

（小問1）については、AからBへの本件不動産の所有権の移転にとって、Cが、民法177条が定める第三者にあたるかどうかの検討が求められ、CがBに対して、本件不動産の所有権を主張することができるかどうかと言及することが求められる。

（小問2）については、DとBとの間において、BからCへの本件不動産の所有権の移転の効力をどのように解するべきか、そして、もし、その効力があるとするならば、AからBへの本件不動産の所有権の移転にとって、Dが、民法177条が定める第三者にあたるかどうかの検討が求められる。そのうえで、DがBに対して、本件不動産の所有権を主張することができるかどうかと言及することが求められる。

第2問（民法）

本問題は、私立高校におけるいじめによる自殺というケースを素材として、いじめと自殺との間には相当因果関係が認められることを前提として、①未成年者の責任能力についての適切な説明をしたうえで、いじめをした加害者の責任を論じることを、また、②責任能力ある未成年者の親権者の責任、③教室内のできごとについて担任教師の責任、④学校法人の使用者責任について、問題文に示された事実関係をふまえて適切に検討することを求めるものである。

第3問（会社法）

本問は、一個の事業譲渡契約が、一方当事者にとっては財産引受契約となり、他方当事者にとっては事業の「重要な一部の」譲渡となる事例であり、①それぞれの立場について会社法が求める必要な手続き、②当該手続きがなされなかった場合の当該事業譲渡の効果及び当該効果を主張することのできる者、についての理解を問うものである。本問は、最判昭和61年9月11日判時1215号125頁（有斐閣「商法判例集（第七版）」I-18事件）を下敷きにしたものであり、日ごろから、判例の学習にいそしみ、複数の論点が交錯する現実の事案に即して会社法を勉強しているかどうかを問うことが企図されたものである。

平成31年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題

法律科目〔 憲法・刑法 〕

第1問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「憲法」と記入してください。）

以下の文章を読んで、〈問〉に答えなさい。なお、事案はすべてフィクションである。

私立大学Yでは医学部入試において秘密裏に男性に有利な操作が行われていたことが発覚し、社会問題になった。筆記試験の点数に男性のみ10点が加算されており、その結果、本来なら合格者の50%が男性、50%が女性であったところ、実際の合格者は男性が70%、女性が30%であった。この入試操作事件を扱った報道では、このような操作が行われた背景として、①医師の仕事には体力が必要な仕事が多く、そのような仕事は男性でなければ難しい、と考えたのではないか、②女性は、出産や育児のために医師をやめたり、救急など急な呼び出しのある仕事を避けたりする傾向があるので、男性の医師が多く必要とされている、と考えたのではないか、という指摘がなされた。

批判を受けて、Yは、秘密裏の得点操作をやめること、男女の区別をしないことを宣言した。同時に、20**年度入試から医学部の入試に新しい入試制度を導入することを発表した。すなわち、従来の筆記試験に加えて、新たに体力試験を課すこととし、筆記試験と体力試験の合計点で合否判定を行うこととした。

20**年度Y大学医学部入試（以下「本件入試」という）では、筆記試験の成績は男性と女性とで平均に差がなかったが、体力試験の成績では男性平均と女性平均で10点の差がつき、その結果、合格者に占める男性の割合は70%、女性の割合は30%であった。

Xは本件入試を受験し、不合格になった女性である。Xについては、もし筆記試験だけで合否判定がなされていれば合格できていたこと、および、もし体力試験で10点高く得点できていれば合格できていたこと、が分かっている。

Xは、男女を区別せずに体力試験を課すことは女性差別ではないかと考え、

訴訟を提起することも視野に入れて、友人のA弁護士のところへ相談に行った。

〈問〉Xは、A弁護士に対して、「憲法は法の下での平等を保障しているはずで
す。本件入試は、女性差別ではないですか」と質問したとする。

あなたがA弁護士であるとした場合、どのように答えますか。考慮に入れる
べき最高裁判例がある場合はそれらに言及しつつ、答えを答案用紙に記入しな
さい。

なお、最高裁判例に言及する必要があるというのは、それに従わなければい
けないということではなく、例えば「・・・という最高裁判例があるが、理由
づけには・・・という疑問があるので、・・・という主張を試みる余地はあ
る」のように、最高裁判例を踏まえた上で最高裁判例に反する助言をYにして
も構いません。

第2問 [40点] (答案用紙の試験科目欄には「刑法」と記入してください。)

以下の(1) (2)のいずれも解答せよ。(1)は第2問解答用紙の表面に、
(2)はその裏面に解答すること。

(1) 正当防衛(刑法36条1項)と緊急避難(刑法37条1項本文)における「やむを得ずにした行為」の要件について、緊急行為としての性質の相違を踏まえ、その意義(異同)を説明しなさい。

(2) 暴行罪(刑法208条)の成立が「人を傷害するに至らなかったとき」に限定されていることにより、傷害罪(刑法204条)と暴行罪の関係はどのように理解されるかを説明しなさい。

第3問 [60点] (答案用紙の試験科目欄には「刑法」と記入してください。)

Xは、Aに対して腹を立てていたことから、Aの帰宅途中、人通りの少ない場所でAを待ち伏せ、突然Aに襲いかかり、Aを殴った上で、近くに止めてあったXの自動車(セダンタイプ。以下、「X車」という)の後部トランクに、Aを無理矢理押し込み、トランクのふたを閉じた。そのまま、Xは、自宅に向かってX車を時速50キロメートル超で運転中、スマホの操作に気をとられ、前方をよく見ていなかったため、前方の横断歩道を渡ろうとしていた歩行者Bの存在に気がつかず、X車をBに衝突させた。Bは、道路上に倒れた際、右足を骨折するとともに、全身と頭を強く打ち、内臓損傷および脳挫傷の重傷を負った。Aは、衝突したときの衝撃により、トランク内において頭を強く打ち、頸髄損傷のため死亡した。Xは、車から降り、トランクのふたを開けて、Aが死亡したことを知ったが、Aが高級な時計を左腕につけていたことに気がついた。お金に困っていたXは、「売ればお金になる」と思い、その時計をAの腕から外し、自分のズボンのポケットに入れた。その時計は、Aがその妻からプレゼントされたものだった。

Xは、Bの様子を見て、Bは重傷だが、すぐに病院に搬送すれば、命は助かるのではないかと思い、Bをすぐに搬送する必要があると思った。しかし、気が動転して、頭が真っ白になったため、友人Yに連絡し、事故の状況とBの様子を話して、「気が動転していて、物事が手につかない。助けてほしい。Bをすぐ病院に運ぶ必要があるから、とにかく、いまからすぐここに来て、運んでもらえないか」と頼み、Yはこれを了解した。数分後、Yは、Yの自動車(以下、「Y車」という)を運転して、事故現場に到着し、Yは、BをY車の後部座席に乗せ、病院に向かうためY車を発進させた。

ところが、しばらくして、Yは、Bが後頭部から出血していることに気がつき、もはやBの命が助かることはないかと思い、また、定職がなくお金のないXに代わって、自分がBの治療費を負担しなければならないのではないかという懸念が心の中をよぎった。そのため、Xに電話をして、「Bを病院に連れて行けば、莫大な治療費がかかる。Bを人に見つからない、近くの山中に運んで、捨てよう」と提案したところ、Xは、Bを病院に連れて行かないと、Bの命は助からなくなると思いながらも、「そうだね。仕方ないよね。そのようにしてくれ」と、Yの提案を受け入れた。そこで、Yは、BをY車に乗せたまま近くの山中に運び、Bを車から降ろして、人通りのない山道付近の林の中に放り込んだ。その後、Bは、内臓損傷および脳挫傷のため死亡した。YがBを病院に搬送することは容易であり、YがXにした電話を切ったとき、Bをすぐに病院に搬送していれば、その命はほぼ確実に助かったであろうことが認められた。

XおよびYの罪責を論じなさい(特別法違反を除く)。

平成30年11月3日実施

平成31年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 憲法・刑法 〕

第1問（憲法）

私立大学の入試にかかわる事案を素材として、憲法上の問題を適切に抽出し、分析する能力を問おうとしたものである。憲法が保障する平等をどのように理解するかなど、基本的な論点について、正確に深く理解できているかによって評価が分かれることになる。これまで考えたことのない問題であっても、既存の知識を手がかりに、説得的な論証が組み立てられていれば、高く評価される。

第2問（刑法）

刑法の基礎知識を条文に基づいて理解しているかを確認するために、(1)総論から36条・37条の「やむを得ずにした行為」の意義、(2)各論から208条の「傷害するに至らなかったとき」に基づく傷害罪と暴行罪の関係について説明を求めた。正当防衛と緊急避難の相違（正対不正・正対正）が「相当性」と「補充性」につながる理由づけ、暴行致傷・傷害未遂・暴行以外による傷害の扱い方を説明することが望まれる。

第3問（刑法）

自動車のトランク内に人を閉じ込め、衝突事故の際死亡したその人から財物を奪い、また、重傷を負った人の病院への搬送を依頼された者が、依頼した者の了解を得て、その負傷者を自動車で山中に運んで、病院に連れて行かなかったなどの事例を素材として、監禁致死罪、窃盗罪、保護責任者遺棄致死罪等の基本的な理解と、2人の者が犯罪に関与する場合に関する総論の理解等が問われる。事実に則して記述することか求められる。

平成31年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題

法律科目〔 行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法 〕

第1問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「行政法」と記入してください。）

自宅において、いわゆる民泊を営むことは、旅館業法2条3項に規定する「簡易宿所営業」に該当するので、同法3条1項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、住宅宿泊事業法2条3項の規定に該当する場合であれば、同法3条1項の規定により、都道府県知事に届出をすることで、旅館業法3条1項の許可を受けることなしに、住宅宿泊事業を営むことができる。

これについて、以下の設問に答えなさい。なお、旅館業法及び住宅宿泊事業法の抜粋を、後掲の【関係法律】に掲げてあるので、適宜参照しなさい。

設問

1. 営業に対する規制の仕組みとして、許可制と届出制はどのように異なるか。行政法の一般論として説明しなさい。

2. Aは、B県知事から旅館業法3条1項の許可を受けて、自宅において、簡易宿所営業を営んでいたが、その後の調査により、その施設が、同法所定の衛生上の基準に適合しないことが判明したので、B県知事は、同法8条の規定により、許可の取消しをすることを検討している。この場合について、次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

(1) この場合の許可の取消しは、講学上の職権取消しと撤回のいずれに当たるか。簡潔に理由を付して答えなさい。

(2) B県知事は、許可の取消しをしようとする場合に、Aの意見陳述のための手続として、どの手続を執らなければならないか。根拠となる法令の規定を示して、簡潔に答えなさい。

3. Cは、旅館業法3条1項の許可を受けることなしに、住宅宿泊事業法3条1項の届出をして、自宅において、住宅宿泊事業を営んでいたが、人を宿泊させ

た日数（同法2条3項参照）が、1年間で300日に上っていた。この場合、Cは、どのような刑罰を受ける可能性があるか。根拠となる法令の規定を示すとともに、理由を付して、答えなさい。

【関係法律】

○ 旅館業法（昭和23年法律第138号）（抜粋）

第2条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。

2 （略）

3 この法律で「簡易宿所営業」とは、宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のものをいう。

4 （略）

5 この法律で「宿泊」とは、寝具を使用して前各項の施設を利用することをいう。

第3条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事（中略）の許可を受けなければならない。（後略）

2～6 （略）

第8条 都道府県知事は、営業者（注1）が、この法律（中略）の規定（中略）に違反したとき（中略）は、同条第1項（注2）の許可を取り消し、又は1年以内の期間を定めて旅館業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。（後略）

（注1）旅館業法3条1項の許可を受けて旅館業を営む者をいう。

（注2）旅館業法3条1項をいう。

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを6月以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第3条第1項の規定に違反して同項の規定による許可を受けずに旅館業を営んだ者

二 （略）

○ 住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号） （抜粋）

（定義）

第 2 条 1 （略）

2 この法律において「宿泊」とは、寝具を使用して施設を利用することをいう。

3 この法律において「住宅宿泊事業」とは、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する営業者（注 3）以外の者が宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させる事業であって、人を宿泊させる日数として国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより算定した日数が 1 年間で 180 日を超えないものをいう。

（注 3）旅館業法 3 条 1 項の許可を受けて旅館業を営む者をいう。

4～10 （略）

（届出）

第 3 条 都道府県知事（中略）に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者は、旅館業法第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、住宅宿泊事業を営むことができる。

2～7 （略）

第2問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「民事訴訟法」と記入してください。）

次の〔事例〕を読んで、〔問題〕に解答しなさい。

〔事例〕

ある著名な芸術家の絵画（以下「本件絵画」という。）について、Xが、Yを被告として、Xが所有権を有することの確認を求める訴え（以下「本件前訴」という。）を提起した。

Xは、本件前訴の口頭弁論期日において、本件絵画につき、Aが所有していたこと、AからXが売買により取得したことを主張した。これに対して、Yは、Xが本件絵画を所有していたことは認めたが、Yは、XとYが、平成27年4月1日、Xを売主、Yを買主、代金を1000万円として、本件絵画を目的物とする売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、本件絵画の所有権はYに移転した、と主張した。

Xは、本件売買契約が通謀虚偽表示であり、無効であることを主張したが、裁判所は、この主張を認めず、Xの請求を棄却する判決を言い渡した。

この判決の確定後、Xは、本件売買契約は詐欺によるものであるとして、これを取り消す旨の意思表示をし（以下「本件取消し」という。）、ふたたび、Yを被告として、本件絵画について、Xが所有権を有することの確認を求める訴え（以下「本件後訴」という。）を提起した。

〔問い〕

本件後訴において、Xが本件売買契約について、本件取消しの効果を主張することが、前訴判決の既判力に抵触するのかを論じなさい。

第3問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「刑事訴訟法」と記入してください。）

次の〔事例〕を読んで、〔問題〕に解答しなさい。

〔事例〕 平成29年11月28日、被疑者Xは、A方への建造物侵入及び窃盗（A事実）の容疑で逮捕され、翌29日には、A事実を理由として裁判官により適法に発付された勾留状に基づき、所定の手続を経てN警察署の留置場に勾留された。N警察署では、司法警察員P及びQが取調べにあたり、Xもこれに素直に応じていた。この間、Xは、自ら選任した弁護士Rと2回接見している。

勾留4日目、Pらが、A事実につきなお不明な点があるため、これについて取調べを開始しようとする、Xは、「昨年11月末頃、近所のB所有の土地にあった倉庫が燃えたことを思い出しました。」と申し述べ、黙り込んでしまった。Pらは、非現住建造物放火（B事実）の疑いもあると判断し、Xに対して、B事実についても話したいことがあるならば自由に話してほしい、と申し向けて取り調べたところ、7日目、XはB事実の犯行を自供するに至った。

勾留8日目、PらがA事実の取調べを終え、B事実についてXを取り調べていたところ、弁護士RがN警察署を訪れて接見を申し出た。Pらは相談の上、QがRに対して、「いま取調べ中であるから、接見には応じられない。1時間後取調べを終える予定なので、その後はいくらでも接見して構わない。」と申し向け、接見の日時を指定した（①）。Rはこれに異をとねることなく、自らの事務所に帰り、1時間後にN警察署を再訪してXと1時間接見した。

勾留期間満了を迎え、検察官はN警察署における捜査の状況に基づき、もはやA事実で勾留すべき理由はない反面、B事実との関係では、勾留延長すべきやむを得ない事由があるものと判断し、裁判官にXの勾留延長を請求した（②）。

〔問題〕

- （1）下線部①の接見指定は適法か。
- （2）下線部②の請求に応じ、裁判官がXの勾留を延長することは適法か。
- （3）破線部のようにB事実を取り調べることは適法か。

平成31年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法 〕

第1問（行政法）

本問は、個別法（旅館業法及び住宅宿泊事業法）に即して、行政法の基礎知識が身に付いているかどうかを問う出題である。

設問1は、営業に対する規制の仕組みとして、許可制と届出制の違いを、行政法的一般論として説明することが求められている。旅館業に対する規制のあり方と住宅宿泊事業に対する規制のあり方とを比較することが求められているわけではない。

設問2は、行政法の教科書的な知識とその簡単な当てはめを問う出題である。

(1)は、講学上の職権取消しと撤回の違いを理解していることを前提としたうえで、個別法及び具体的な事案に即して、両者の区別ができるかどうかを問っている。(2)は、行政手続法の定める意見陳述のための手続として、聴聞と弁明の機会の付与の二つがあることを理解していることを前提としたうえで、個別法及び具体的な事案に即して、どちらの手続が執られるべきかを答える必要がある。

設問3は、人を宿泊させた日数が180日を超えた場合、「住宅宿泊事業」に該当しなくなるので、旅館業法3条1項の許可が必要となるところ、Cはそれを受けていなかったため、旅館業法の罰則が適用されることを述べる必要がある。問題が「刑罰」に限定しているため、行政処分の可能性について論じる必要はない。

第2問（民事訴訟法）

既判力の客観的範囲、その作用および基準時の意義についての理解を示したうえで、前訴判決の基準時前の詐欺を理由に基準時後に売買契約を取り消し、後訴においてその効果を主張することが、前訴確定判決の既判力に抵触するのにかについて、理由付けを示して論じることを求める問題である。

第3問（刑事訴訟法）

身体拘束に関する事件単位の原則について尋ねた問題である。この原則によれば、身体拘束の効力は、令状審査を経た被疑事実には及ばない。例えば、勾留延長や接見指定の判断に影響が及ぶ一方で、被疑者取調べについては、身

体拘束下の場合にも、直接に当該原則の効果が及ぶことはないと解されている。
本問では、以上のことを適切に踏まえ、結論を導くことを求めた。

平成30年11月4日実施

平成31年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題

法律科目〔 小論文 〕

問題

2009年の裁判員制度の導入から時間が経過し、現在、これまでの経緯・実績とその実情を踏まえた上で、さまざまな議論がなされている。

以下の資料【1】【2】は、裁判員制度の現状の評価につき、異なる立場から論じたものである。それぞれの資料を読んで、その内容を別々に適切に要約しなさい。その上で、この2つの資料が、現行の裁判員制度に対してどのような立場に立つものであるかを、あわせて100字程度で簡略にまとめなさい。字数は全体で1400字以内とする。資料番号は【 】も含め1マスで示せばよいものとする。

なお、使用した資料に付記してあった見出しや文章の一部などは省略したほか、必要と思われる箇所には表記の変更、注の付記などを行った。資料【1】【2】にある下線部は、注を付記した箇所の範囲を表す。

出典

- 【1】 梶井成夫・今崎幸彦「対談 裁判員制度がもたらすもの」（最高裁判所広報誌「司法の窓」第82号，2017年）
- 【2】 猪野亨，立松彰，新穂正俊著，ASKの会監修『マスコミが伝えない裁判員制度の真相』（花伝社，2015年）

平成30年11月4日実施

平成31年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 小論文 〕

小論文試験は、法曹を目指そうとする者が備えておくべき能力のうち、他者の主張を理解し、分析する力、要約する力、論理的に思考し、表現する力という初歩的な能力を備えているかどうかをみることを主な目的としている。

本問題は、裁判員制度の現状の評価につき、異なる立場から論じた資料を読み、その内容を問題文の指示に従って的確に要約・整理することを求めたものである。資料の論旨を精確に理解した上で、裁判員制度の現状の評価につき、問題文の指示に従って適切に整理しつつ論理的に表現できたか否かが評価のポイントとなる。

平成30年9月9日実施

平成31年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
入学試験 試験問題「出題の意図」

社会人・他学部生特別入試〔面接〕

本試験においては、法学の専門知識を要しない1000字程度の文章を読解し、面接冒頭にその要約を求め、その後、その内容理解を確認する試問、文章について批判的考察を求める試問を行うことで、長文読解能力、文章を要約する能力、批判的考察能力を評価することを意図している。

平成31年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
3年次生特別入試 履修免除試験 試験問題

法律科目〔 行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法 〕

第1問（答案用紙の試験科目欄には「行政法」と記入してください。）

株式会社Aは、健康食品の販売を業としている。Aが販売する製品の効能表示に、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）5条1号または3号に反する部分があるとして、消費者庁の職員による調査を受けた。

次の問いに答えなさい。

設問(1)

当該職員によれば、Aは、消費者庁長官から、同法7条1項に基づく措置命令を受けるかもしれないという。景品表示法7条1項の措置命令が、行政法学にいう行政処分の定義に該当する行為であるかどうかを検討しなさい。あわせて、その権限が消費者庁長官にあるかどうかも答えなさい。

設問(2)

景品表示法5条3号においていかなる行為が禁止されているかを知るためには、同号において定める「内閣総理大臣が指定するもの」を見なければならぬ。

この「指定」の性質について、行政法学にいう行政処分か、それとも委任立法かを説明しなさい。また、その「指定」と、同法6条1項の「内閣府令」と、同条2項の「告示」の関係を説明しなさい。

設問(3)

当該職員によれば、Aに対して、同法8条1項に基づく課徴金納付命令が出されるおそれもあるという。課徴金納付命令が出される前に、Aは、行政手続法または景品表示法に基づく手続として、どのような取扱いを受けることとされているか、条文に即して説明しなさい。

設問(4)

Aが措置命令にも、課徴金納付命令にも従わなかった場合、Aにはどの

ようなことが起きるか、根拠となる条文を示して、説明しなさい。

【不当景品類及び不当表示防止法】

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条① この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第三十一条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。

④ この法律で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給する商品又は役務の内容又は取引条件その他これらの取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、内閣総理大臣が指定するものをいう。

第二章 景品類及び表示に関する規制

第一節 景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止

(不当な表示の禁止)

第五条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘

引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの
(景品類の制限及び禁止並びに不当な表示の禁止に係る指定に関する公聴会等及び告示)

第六条① 内閣総理大臣は、……前条第三号の規定による指定をし、又はこれらの変更若しくは廃止をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、公聴会を開き、関係事業者及び一般の意見を求めるとともに、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

② 前項に規定する制限及び禁止並びに指定並びにこれらの変更及び廃止は、告示によつて行うものとする。

第二節 措置命令

第七条① 内閣総理大臣は、……第五条の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。……

第三節 課徴金

(課徴金納付命令)

第八条① 事業者が、第五条の規定に違反する行為(同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。)をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。……

(課徴金の納付義務等)

第十二条① 課徴金納付命令を受けた者は、第八条第一項、第九条又は前条第二項の規定により計算した課徴金を納付しなければならない。

第十三条 内閣総理大臣は、課徴金納付命令をしようとするときは、当該課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

第十四条① 弁明は、内閣総理大臣が口頭であることを認めるときを除き、弁明を記載した書面(次条第一項において「弁明書」という。)を提出してするものとする。

② 弁明をするときは、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第十五条① 内閣総理大臣は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、課徴金納付命令の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通

知しなければならない。

- 一 納付を命じようとする課徴金の額
- 二 課徴金の計算の基礎及び当該課徴金に係る課徴金対象行為
- 三 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

（納付の督促）

第十八条① 内閣総理大臣は、課徴金をその納期限までに納付しない者があるときは、督促状により期限を指定してその納付を督促しなければならない。

（課徴金納付命令の執行）

第十九条① 前条第一項の規定により督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、内閣総理大臣の命令で、課徴金納付命令を執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

（行政手続法の適用除外）

第二十五条 内閣総理大臣がする課徴金納付命令その他のこの節の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。ただし、第十条第八項の規定に係る同法第十二条及び第十四条の規定の適用については、この限りでない。

第五章 雑則

（権限の委任等）

第三十三条① 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第六章 罰則

第三十六条① 第七条第一項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第2問（答案用紙の試験科目欄には「民事訴訟法」と記入してください。）

Xは、Yが主張する、Yを貸主・Xを借主とする金銭消費貸借契約（以下「本件契約」という）に基づく200万円の貸金債務（以下「本件債務」という）は存在しないとして、Yを被告として、本件債務が不存在であることの確認を求める訴えを、Yの住所地を管轄するA地方裁判所に提起した（以下「前訴」という）。前訴係属中に、YがXを被告として、本件債務の弁済を求める訴えを、A地方裁判所に別訴として提起した（以下「後訴」という）。後訴の受訴裁判所として、後訴をどのように取扱うべきか、論じなさい。

第3問（答案用紙の試験科目欄には「刑事訴訟法」と記入してください。）

次の〔事例〕を読んで、〔問題〕に解答しなさい。

〔事例〕 平成30年5月1日17時頃、司法警察員Pは、窃盗事件が発生したとの通報を受け、通報から5分後に事件現場であるコンビニエンスストア甲に駆けつけた。甲の店員であるKによれば、犯人は、Kを振り切って自動車で逃走したとのことであった。Pは、Kから告げられた犯人と逃走に用いられた車両の特徴を直ちに警察無線により連絡した。

そうしたところ、この警察無線による連絡を傍受した司法警察員Qが、同日18時頃、現場から3キロほど離れた駐車場で、逃走車両の特徴を有する車両から降りてこようとする、犯人の特徴を有するXを発見した。Qが、職務質問しようとして近寄り、「少し話を聞かせてください。」と声をかけたところ、Xは降りたばかりの自動車にあわてて乗り込もうとしたので、その肩に軽く手をかけて制止し、甲での犯行を尋ねたところ、Xが犯行を認めた。その後、QはXに手錠をかけて警察車両に乗せ、これを警察署に連行し、窃盗の被疑事実により逮捕状の発付を受けて同日20時半頃に通常逮捕した。Xは翌2日10時に検察官に送致され、同日15時に窃盗の被疑事実を理由として検察官から勾留請求がなされた。

〔問題〕 勾留請求を受けた裁判官が勾留の適否を判断するに際し、検討すべきことを論ぜよ。なお、勾留請求の時点で、Xには罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があり、かつ、逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるものとする。

平成31年3月8日実施

平成31年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻
3年次生特別入試 履修免除試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 行政法・民事訴訟法・刑事訴訟法 〕

第1問（行政法）

本問は個別法（景品表示法）に即して、行政法の基本知識が身についているかどうかを確認するものである。

設問(1)は、行政処分かどうかの判定と、権限の委任の有無の判定を、与えられた条文を用いてすることができるかを問う。

設問(2)は、法律が何についてどのような委任立法を誰に授權しているのかを、与えられた条文を用いて判定するかを問う。

設問(3)は、行政手続法と個別法それぞれが定める手続に関する規定の相互関係を読みとることができるかを問う。

設問(4)は、行政処分に従わなかった者に対して、個別法がどのような対応をすると定めているかを読みとることができるかを問う。

〔合否判断の基準〕

設問1については十分に書けていること、設問2については最低限、委任立法であることが指摘されていること、設問3については最低限、景品表示法の条文に沿って書けていること、設問4については少なくとも一方の命令について書けていることを合否判断の基準とした。

第2問（民事訴訟法）

訴訟要件としての二重起訴禁止、又は重複訴訟の処理についての基礎的な理解を問う問題である。

〔合否判断の基準〕

二重起訴禁止の規律の基本的な事項についてある程度の理解があるかどうかを合否判定の基準とした。

第3問（刑事訴訟法）

本問は、いわゆる違法な逮捕に基づく勾留請求の適否を尋ねたものである。結論を導くためには、本来は相互に異なる手続であるにもかかわらず、勾留請求の適否に逮捕の違法性が影響を及ぼす論理を示すことはもちろん、事案に即して逮捕手続の違法の程度、性質を適切に整理できていることが重要である。

[合否判断の基準]

本問題は主としていわゆる違法な逮捕にもとづく勾留請求の取り扱いを尋ねるものである。このことと関連して、逮捕行為それ自体、また逮捕手続にいたるまでの過程における違法性の性格、程度を適切に論じることができ、また、冒頭に掲げる論点を発見して論じること、または発見し論じ得る能力のあることを合格の基準とした。